

(別添)

意見提出が 30 日未満の場合のその理由

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、その被害が甚大で、かつその被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震、津波及びこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進め、被災地域における社会経済や生活の再生を進めていくために、復興に向けた被災地域の取組を国の総力を挙げて支援することを目的とし、「東日本大震災復興特別区域法」が本年 12 月に成立したところです。

同法は、平成 23 年 12 月の中旬から下旬に公布及び施行されることとなっておりますが、法の趣旨である被災地域の円滑かつ迅速な復興を進めるためには、施行日以降に同法に基づく施行規則を可能な限り早期に策定し、同法に基づく措置を円滑に実施する必要があります。

したがって、本件意見提出については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、必要最小限の期間を設定して、あらかじめ意見・情報の募集を行うこととしたものです。